

風越山城〈前編〉

吉田町相合、美土里町横田

【登城ガイド】
標高/555m 比高/210m
史跡指定/未指定 城主/尼子氏
所要時間/印内集落から約50分



風越山城遠望(南側大峠林道より撮影)

立地：吉田町と美土里町の町境に近く、この辺りで最も高い山頂部にあります。周囲の道とも隔絶した山深い場所にあるため登山道はありません。山頂の標高は郡山より遥かに高く、直線でも約4キロ離れており、郡山城と直接には対峙できない立地です。

歴史：毛利元就側の記録によると、1540年9月4日、山縣郡の川井方面から侵攻した尼子軍の多治比に着陣し、以後4ヶ月に及ぶ毛利軍との郡山合戦が始まりますが、この多治比の陣が風越山とされています(厳密にはここは多治比ではない)。同9月23日、尼子軍が青山と光井山に陣を移しますが、その際本陣であった風越山が毛利方に攻撃され、一部が焼かれます。その後、日付不明ですが風越表で戦闘が記録されていることから、風越山は陣を移した後も引き続き尼子軍の拠点(兵糧や物資の基地か?)であったと思われる。元就の記録では当初ここに3万の尼子軍が集結しましたが、これは相当誇張された数と言われています。

備考：江戸時代において風越山は城跡という認識がされておらず、古戦場として記されています。一方、同じ尼子の陣跡の青山や光井山は城跡とされています。尼子氏と毛利氏の大きな分岐点となった郡山合戦の重要な遺構であるにも拘らず、その城跡の全貌が明らかとなったのは最近のことなのです。



風越山城位置図及び尼子軍の移動ルート



鬱蒼とした樹木に覆われた堀跡を歩く

シリーズ「お城拝見!」第五十五回

安芸高田市歴史民俗博物館
学芸員 秋本哲治

今回は本市内で確認されている城跡の中でも屈指の標高を誇り、歴史的にも重要な役割を果たした風越山城です。郡山合戦に登場し知名度はあるものの、山奥のため現地を訪れる人は多くありません。樹木や雪に阻まれながら必死に登ったこの城を2回に分けて紹介いたします!

編集後記

ふるさと応援寄附金、毎年多くの方に協力していただいています。色々な理由で今は、安芸高田市を離れて暮らす方も安芸高田市のことが気になっていることの表れではないでしょうか。お預かりした寄附金に込められた思いを大切にしないといけないと感じました。(森本)

最近メディアでよく話題になるふるさと応援寄附金ですが、私自身、記事を作成するときに、手続きが意外に簡単ということを知りました。多くの皆様に活用していただければ幸いです。(田村)

今月の表紙

社会福祉法人ちとせ会 特別養護老人ホーム百楽荘にて、ふるさと応援寄附金の「高齢者が安心していきいきと暮らせるふるさとづくり事業」「市長お任せ事業」により、平成22年に寄贈した車椅子を、利用者の皆さんに使っていただいています。和気あいあいとした雰囲気写真に写ってくださいました。

発行編集 安芸高田市 政策企画課 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791 Tel.(0826)42-5612 Fax.(0826)42-4376 http://www.akitakata.jp/

人輝くまちの情報誌「広報あきたかた」

NO.137
1
2015.Jan

Akitakata

ふるさと応援寄附金で
車椅子を寄贈して頂きました



(今月の主な内容)

2~3
新年のごあいさつ

4~5
ふるさと応援寄附金で安芸高田市を元気に



安芸高田市長
浜田 一 義

新年明けましておめでとうございます。
安芸高田市民の皆様には謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

平素は、市政推進に対しましてご理解、ご協力を賜り心より厚くお礼を申し上げます。

昨年8月に発生した、広島土砂災害では、多くの生命財産が失われました。深く哀悼の意を表しますとともに、一日も早い復興をご祈念申し上げます。安芸高田市においても、床上・床下浸水、道路・河川及び農地にも被害がありましたが、早期の復旧に努めるとともに、この災害を教訓として真摯に受け止め、安芸高田市の防災体制の強化を図ってまいります。

人口減少・高齢化の進展は全国的な課題ですが、安芸高田市にとっても深刻な課題であります。昨年5月に日本創成会議から発表

された試算によると、現状のまま推移すれば26年後には現在1,797の自治体のうち896程度の自治体で若年女性の人口が半減し、将来的に自治体が消滅する可能性があると推測されています。安芸高田市でも現在の人口の約30%規模の減少が予想されており、行政を預かる者として、いかなる状況になっても、職員一丸となり、絶対に安芸高田市を守っていく決意を新たにしたいと考えています。

安芸高田市には、毛利元就関連史跡や甲立古墳という歴史的遺産、神楽・田楽等を中心とする伝統芸能、土師ダム・湧水庭園・鷹の巣山等の名勝地があります。サンフレッチェ広島・湧水レオリックは当市を拠点として活躍しており、これらは安芸高田市の大切な「宝」であります。

また、光ファイバー情報通信網の整備も完了し、中国自動車道・国道54号・JR芸備線・JR三江線、将来的には地域高規格道路(東広島高田道路)と幹線交通体系に恵まれ、そして、政令指定都市の広島市にも隣接しているという

「強み」があります。

更に、市内に点在する空き家も「宝」です。昨年5月から始めた市内約1,900戸の空き家調査が完了し、売りたい空き家・貸したい空き家・自己管理したい空き家を特定してきているところであります。それぞれ持ち主の希望をふまへながら定住対策に繋がるよう、施策を展開したいと思っております。

現在、安芸高田市ふるさと応援の会は会員約2,000名に成長しました。平成24年の広島支部発足に続き、昨年8月には神楽の東京公演がご縁で関東支部が設立されました。本年1月24日に予定しております「第4回ひろしま安芸高田神楽 東京公演」も、関東支部の設立により、一層注目度の高い公演となるものと期待しております。また、昨年7月の「第4回高校生の神楽甲子園」では、青森県から宮崎県まで全国15校が参加し、盛会に開催されました。昨年から新たに湯崎広島県知事に「神楽伝承奨励賞」を創設していただき、広島県において県民文化としての神楽という認識を深めて頂きました。また、若者と地域が民泊により交流を深められ、市の魅力を全国に持ち帰って頂いたところであります。

安芸高田市の神楽等による情報発信は着々と成果をあげていきます。今後、安芸高田市の「宝」、「強み」や「ふるさと応援の会」

名度」を若者定住・観光振興・企業誘致・特産品販売などに繋げていく事が重要と考えます。

政府においては「まち・ひと・しごと創生本部」が立ち上げられました。今年には地方創生の取組の年と受け止めております。政府は地方の独自性のある事業の提案を求めています。政府に対して、安芸高田市の「宝」「強み」を活かした施策の提案をしていきたいと思っております。

本市を取り巻く経済情勢は、依然として楽観視できない中、持続可能な行政運営に努めるべく、職員数の適正な管理、事業の選択と集中、民間委託の取組、施設の適正配置など、「行政改革」を推進していきたいと思っております。市民の皆様には、引き続き自動・共助・公助の理念の下に、市民総へルパー構想による医療・福祉・介護の費用抑制を進めて参りたいと考えております。

昨年、平成27年度から10年間を期間とする「第2次安芸高田市総合計画」基本構想を策定いたしました。新スローガンは「人がつながる田園都市 安芸高田」であります。市民の皆様が実現できるよう、誠意を持って取り組んで参ります。

終わりに、市民の皆さまのご健勝とご多幸を心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



安芸高田市議会議長
山 本 優

昨年8月20日

未明にかけての豪雨に伴い、広島市北部を中心に発生した大規模土砂災害では、多くの方が被害に遭われ、住宅はもとより河川や道路

安芸高田市民の皆様、新年明けましておめでとうございます。
安芸高田市議会を代表して、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

市民の皆様には、輝かしい新年を迎え、お健やかに過ごしのこととお慶び申し上げます。

また、安芸高田市議会に対しまして、深いご理解と絶大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、安芸高田市議会に対しまして、深いご理解と絶大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、安芸高田市議会に対しまして、深いご理解と絶大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新年めんどいあひさる

市外に住んでいても、安芸高田市を応援することができる「ふるさと応援寄附金」。今回、この制度をわかりやすく紹介するため、「あきさん（仮名）」を主人公に、ストーリー形式でふるさと応援寄附金の情報をまとめました。

安芸高田市出身で、現在広島市の可部に一人暮らしをしているあきさん。ある日、あきさんは、実家に帰省したとき、安芸高田に住んでいなくても地元を応援できる、「ふるさと応援寄附金」という制度があることを母から教えてもらいました。



あき、今ね、「ふるさと応援寄附金」という地元を離れても安芸高田を応援できるものがあるらしいわよ！

あきさん(仮名) プロフィール



出身：吉田町
 現住所：広島市安佐北区 可部
 年齢：30歳
 年収：300万円
 配偶者：なし（独身）
 応援しているチーム：サンフレッチェ広島、ワクナガレオリック、広島東洋カープ

ふるさと応援寄附金のことが気になったあきさんは、詳しいことが知りたいと思い、市役所に問い合わせしてみました。



ふるさと応援寄附金について知りたいのですが…



ふるさと応援寄附金担当者

お問い合わせありがとうございます。ふるさと応援寄附金とは、安芸高田市を応援していただける方から、寄附を募集し、皆様からいただいた寄附金を活用して、まちづくりを行う、というものです。寄附を申し込む際、6つの事業の中からどれに寄附をするか、選ぶことができます。寄附をすると、所得税と住民税が軽減されます。また、1万円以上の寄附をしていただいた方には、特産品セットを贈呈しています。寄附の申込は、「安芸高田市ふるさと応援寄附申出書」に必要事項をご記入いただき、ファックス、郵送、市ホームページからのメール（info@akitakata.jp）、または財政課へ直接提出のいずれかですることができます。申出書の様式は、市ホームページからダウンロードしていただくか、財政課へ直接ご請求ください。



約1週間後、財政課から公金振込をするための払込取扱票が届きました。公金振込はゆうちょ銀行のみで対応しているので、郵便局・ゆうちょ銀行窓口へ（ATMでも対応。公金振込のほかに、納付書、口座振込による支払もできます。）

振込から約2週間後、2万円寄附したあきさん宛てに、安芸高田市から特産品セットが届きました！あきさんは、今回、一心米や三矢えびす茶、手作り野菜あられなどが入った特産品Cセットを選びました。



そのほかにも、毛利公（饅頭）や神楽の里（饅頭）、ゆずみそ、毛利の竹炭などが入った特産品セットがあります（全7種類）。



ふるさと応援寄附金をしたら、確定申告（今年は2月16日（月）～3月16日（月））に行つて税の控除を受けましょう！あきさんの場合（年収300万円、独身、2万円寄附）は、1万5,350円の控除が受けられます。



確定申告に行こう！

★申告の際には、「寄附金受領証明書」が必要になりますので、申告時まで大切に保管しておいてください。
 ★今回の控除金額は一例です。控除金額について詳しくは、最寄りの税務署または市区町村の税務担当課へお問い合わせください。

ふるさと応援寄附金の寄附をすると、広報紙を1年間郵送します（市外在住者のみ）。また、寄附金がどのように使われたのかをお知らせする記事を、毎年広報紙に掲載しています（平成26年度は7月号）。あきさんは、市外に住んでいながらも、安芸高田市に貢献できたことを実感します。



こんなことに使われているんだ！

【寄附を募る6つの事業】

1. 人が輝く ふるさとづくり事業
2. 子供の笑顔があふれる ふるさとづくり事業
3. 高齢者が安心していきいきと暮らせる ふるさとづくり事業
4. 歴史と文化の香り高い ふるさとづくり事業
5. スポーツが盛んな ふるさとづくり事業
6. 市長お任せ事業

その後、地元の友達との女子会で、安芸高田市に貢献できて、税の控除まで受けられる「ふるさと応援寄附金」をしたことをみんなに自慢！



（3人の心の声）
 そんなにいい制度があったんだ！

ふるさと応援寄附金でこんないいことがあったんだよ！

みなさんもふるさと応援寄附金で安芸高田市を応援しましょう！
 「ふるさと応援寄附金についてのお問い合わせ」
 企画振興部財政課
 ☎ 425613
 〒 424376

インタビュー ふるさと応援寄附金制度で寄附をされている方にお話を伺いました

内藤 亨さん（58）（向原町出身）【平成25年度、26年度に寄附】

仕事の関係で東京に引っ越して、ちょうど30年が経ちました。今は、年に4回程度向原に帰っています。一度帰ると6～7日程度滞在し、実家の掃除をしたり、お墓参りをしたり、母の行きたいところへ車で連れて行ったりしています。自分が生まれ育ったところに帰るのは当然、という思いで帰郷しています。

まちが栄えるかどうかは、そのまちに物理的・精神的・歴史的な「中心」というか「へそ」のようなものがあるかどうか、にかかっていると思います。なので、今後の安芸高田市には、まず元気ある中心をつくり、それを周辺に波及させる仕組みづくりを行うことを期待しています。また、最近では東京から地方へ帰る人も増えているので、そういう人たちを安芸高田市に呼び込むにはどうしたらよいか、ということも考えなければいけません。故郷のことが心配なので、少しでも力になれば、という思いで寄附をしています。



重複地番の解消作業の実施について

広島法務局 ☎082-228-5741

広島県においては、明治以来、宅地、農耕地等の耕地に1番から順に地番（耕地番）が付されましたが、山林、原野等の山間地にも同様に1番から順に地番（山地番）が付されたことにより、同一大字（地番区域）内の耕地と山間地に同一の地番が付されるという、いわゆる重複地番が多数存在している実情にあります。

法務局では、不動産登記情報等を、インターネットを利用して、お客様がパソコンで確認することができる登記情報提供制度や、コンピュータ化された登記所間において、土地・建物に関する登記事項証明書（以前の登記簿謄本）の交付請求を、相互にすることができる登記情報交換サービス、また、従来書面により行っている申請・届出をインターネットを利用して行うことのできるオンライン申請制度などの各種行政サービスを展開しているところですが、これらのサービスを利用する際、お客様が重複地番の存在を知らずに誤って地番を入力してしまったり、物件入力ができないなどのトラブルが多数発生しています。

そこで広島法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、取引の安全・円滑を図るため、次の要領により、それぞれの地番区域に存する山地番の地番変更を実施し、重複地番を解消させていただきますので、ご理解ご協力をお願いします。

1 重複地番の解消作業の実施区域

安芸高田市八千代町勝田、八千代町上根、八千代町佐々井、八千代町下根
以上安芸高田市内の4地番区域において実施します。

2 地番変更の方法

原則として山地番に、それぞれ10000を加算する方法によって行います。
* 例：115番 → 10115番

3 地番変更通知書の送付

地番変更を実施した場合には、法務局から登記簿に記載されている所有者の住所（共有の場合は、そのうちの1名のみの住所）宛てに地番変更通知書が送付されます。

4 地番変更の実施時期

平成27年1月から実施する予定です。



神楽グランプリ2014

各地の競演大会で優勝した団体のみしか出場できない、「神楽グランプリ」。神楽の技と心を極めた神楽団が勢揃いし、今年も熱い競演が行われました。

競演の部では、新舞の部は5団体、旧舞の部は4団体が出場。特別出演は4団体で、神楽グランプリをより一層盛り上げました。

日頃の修練の成果を発揮した、各神楽団の渾身の舞、見事な奏楽に、会場にいる大勢のお客様は拍手し、歓声を上げます。神楽グランプリに出場する団体は高度な技と実力を持っているため、どの団体がグランプリを手にするのか、最後までわかりません。

そんな中、今年度のグランプリの結果は、

新舞の部 横田神楽団
(安芸高田市)

旧舞の部 筏津神楽団
(北広島町)

となりました。

会場のお客様は、気迫のこもった神楽を存分に見て、本当に満足そうでした。



旧舞の部 グランプリ 筏津神楽団「塵倫」



新舞の部 グランプリ 横田神楽団「滝夜叉姫」



2015年農林業センサスにご協力ください

総務課 ☎42-5611

平成27年2月1日現在で全国一斉に“農林業の国勢調査”といわれる「2015年農林業センサス」が実施されます。

農林業センサスは、これからの農林業施策の企画・立案・推進に役立てるため、5年ごとに行う重要な調査です。

平成27年1月中旬から農林業を営んでいる皆様のごところに調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。



<記入内容の秘密は守られます>

調査員をはじめとする調査関係者には守秘義務があります。

調査票に記入された内容は統計法によって厳重に守られ、他にもれたり、統計を作成する目的以外に使われたりすることはありません。安心して調査にご協力ください。

詳しくは、農林水産省キャンペーンサイト

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc2015/index.html> をご覧ください。



生ごみひとしぼり運動モニター結果をお知らせします

環境生活課 ☎42-1126

安芸高田市では、生ごみのひとしぼりによるごみの減量効果を調査する「生ごみひとしぼり運動モニター」を実施しました。

●モニター調査の概要

実施期間：平成26年8月～9月の1ヶ月間

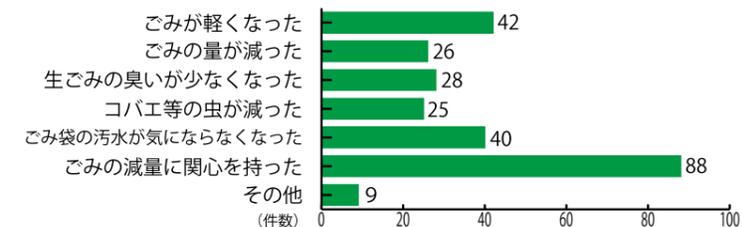
モニター：市内在住の150世帯

調査内容：生ごみしぼり器を使い、ひとしぼりの前後の重量を1ヶ月計測する

●減量効果※1世帯1日あたりの平均

ひとしぼり前	ひとしぼり後	しぼった水分	減量率
729.7g	692.8g	36.9g	5.1%

●生ごみひとしぼり運動の感想（複数選択あり）



「その他」では、つぎのような感想がありました。

- ・安芸高田市のごみや、いろいろな問題についても知ることができた。
- ・生ごみの処理は妻がしていたので大変さがわかった。
- ・自分も減量に協力できていると思ううれしかった。
- ・生ごみの出し方だけでなく、家庭から出るごみ全体の事を考える良いきっかけになった。
- ・地道な行動ではあるが、きれいセンターの焼却負担を少しでも減らすことを心掛けたいと思う。

生ごみひとしぼり運動にご参加いただきましたモニターの皆様、ご協力ありがとうございました！



すこやか介護

第7回テーマ

介護保険料の納め方

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額などによって2種類に分けられます。年金額が年額18万円以上の人は年金から納め、18万円未満の人は納付書などで納めます。

◎年金から差し引かれる場合（特別徴収）：年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の人

年金【老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金】の支払いの際、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めます。

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

◎納付書や口座振替で納める場合（普通徴収）：年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の人

安芸高田市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

前年度から継続して普通徴収で保険料を納めている人は、4・6月は仮に算定された保険料を納め、8・10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めます。

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

◎年金が年額18万円以上でも次の場合は納付書で納めることがあります。

- （1）年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- （2）他の市区町村から転入した場合
- （3）本徴収額決定後の所得更正などで、保険料の所得段階が変更になった場合

介護保険料は社会保険料控除の対象になります

1月から12月に納めていただいた介護保険料は、社会保険料控除として確定申告の対象となります。

介護保険料の納付額証明の必要な方は、市役所本庁高齢者福祉課又は各支所窓口係にて発行いたしますので、印鑑を持参のうえ申請をしてください。

高齢者福祉課（介護保険係） ☎42-5618

受診期限迫る！！

国保特定健診（個別医療機関健診）の
受診期限は平成27年1月31日までです
保健医療課 ☎42-5633

安芸高田市国民健康保険証と受診券を持参すれば、健診が無料になります。

受診券を紛失された場合は、再交付できますので、保健医療課までお問い合わせください。春の健診申込みをされた方には受診券を送付しています。

- 【検査項目】・問診、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、診察、血圧測定、検尿（尿糖、尿蛋白）
- ・脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
 - ・肝機能検査（GOT、GPT、γGTP）
 - ・血糖検査

健診は、毎年継続して受けることが大切です。健康づくりの第一歩として受診しましょう。

病気の早期発見から、病気を未然に防ぐ健診に！

健診で異常を見つけ、自覚症状がないうちに予防や治療を始めるのと、自覚症状が出てから医療機関を受診するのでは、体の負担に大きな違いが出てきます。

生活習慣を見直すきっかけに！

生活習慣病は自覚症状がなく進みます。去年の結果が問題なくても、生活習慣の危険度が高くなっているかもしれません。年に一度の受診で、変化を確認することが大切です。

通院中の方も健診の対象になります。病院での治療のための検査とは目的が違いますので、ぜひ受診してください。



農地の転用には、農地法の許可が必要です

【農地を転用する場合】農業委員会 ☎47-4025
【農用地区域に該当するかどうか】地域営農課 ☎47-4021
【墓地設置の場合】環境生活課 ☎42-1126

農地の転用とは、農地（田や畑）を耕作することができない土地（地目）に変更すること、例えば住宅、倉庫、お墓など農地以外の用地に変更することです。

農地を転用したい時は、事前に農地法等の許可を必ず受けましょう。また、トラブルが起きないように事前に周囲の皆さんへ説明し、地元の農業委員に相談しておきましょう。

農地を転用する場合には、農地法・農業振興地域制度等に係る制限があります。以下の点にご留意をお願いします。

- ・自分が所有する農地であっても転用許可は必要です。農業委員会へ転用許可申請を行って下さい。締切日は、毎月月末です。
- ・転用予定農地が農業振興地域の農用地区域の場合、最初に農用地区域からの除外の申し出が必要です。事前に市の地域営農課へご相談ください。締め切りは、4月末、8月末、12月末の年3回です。
- ・墓を建てる場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」の許可が必要となります。事前に環境生活課へ許可申請してください。農地を転用して、墓を建てる場合には、さらに農地転用許可申請が必要です。建てる前に農業委員会へ



もご相談ください。

- ・住宅、お墓、太陽光発電施設などへの転用については、第1種農地（10ha以上の規模の1団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地）は、原則不許可。第2種農地（市街地化が見込まれる農地・小集団の生産性の低い農地）及び、第3種農地（市街地にある農地）は、農地転用許可を受ければ設置可能な場合があります。事前に農業委員会へご相談ください。
- ・農地転用許可後に工事を行うこととなります。許可前に工事着手はできません。
- ・農地転用許可に基づき工事等が終了したら、法務局で地目変更登記や所有権移転登記を行ってください。登記をすると地目等が変更になります。
- ・農地に土砂を搬入したり、かさ上げ、盛土を行う場合は一時転用の申請または、農地改良届を農業委員会に提出してください。
- ・農地法の許可を受けずに無断で農地を転用した場合には、農地法に違反することになり、3年以下の懲役または300万円以下（法人は1億円以下）の罰金を科される場合があります。



市民税・県民税申告受付相談会場の統合についてお知らせ

税務課 ☎42-5614

これまで、相次いで発生している個人情報流出の事件、事故を契機として、更なる個人情報保護の取組強化が求められている中、個人情報の漏えいや、盗難等の危険性も増している状況にあります。

安芸高田市では、申告受付に使用するため、個人情報（住所、氏名、所得情報等）を格納したパソコン等を地域の集会所等に持ち出し、申告相談を実施していました。

市民の皆さまの個人情報漏えいの危険性を少しでも排除するため、平成27年2月の申告相談受付から、受付会場を安芸高田市役所本庁及び各支所に統合させていただきます。

市民の皆様には、ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

また、平成26年分所得申告のご準備を早めをお願いします。

平成26年12月14日執行 衆議院議員総選挙の安芸高田市の開票結果

選挙管理委員会事務局 ☎42-1136

【小選挙区選出議員選挙】

●投票結果

	男	女	計
有権者数	12,112人	13,353人	25,465人
投票者数	6,888人	7,256人	14,144人
投票率	56.87%	54.34%	55.54%

●開票結果 (単位:票)

投票総数	14,144
有効投票数	13,710
無効投票数	434

届出番号	候補者名	得票数
1	河井 克行	7,701
2	清水 てい子	1,012
3	橋本 博明	4,997
計		13,710

【比例代表選出議員選挙】

●投票結果

	男	女	計
有権者数	12,112人	13,353人	25,465人
投票者数	6,887人	7,256人	14,143人
投票率	56.86%	54.34%	55.54%

●開票結果 (単位:票)

投票総数	14,138
有効投票数	13,763
無効投票数	375

届出番号	政党名	得票数
1	自由民主党	5,008
2	民主党	3,037
3	次世代の党	265
4	公明党	2,604
5	幸福実現党	79
6	日本共産党	1,004
7	社会民主党	366
8	維新の党	1,400
計		13,763

子育てワンポイント

生活リズムを整えて、育むところからだの元気！

●生活リズムが遅い方にずれると、心身の不調が起こりやすい。夜遅くまでテレビに見たり、ゲームに夢中になったり、大人の生活リズムの影響を受けた子どもたちは、睡眠のリズムが遅い方にずれ、心身の健康をそこなうことがあります。



子どもは、夜眠っている間に、脳内の温度を下げて身体を休めるホルモン「メラトニン」や、成長と細胞の新生を助ける成長ホルモンが分泌されるのですが、生体リズムが狂いを生じると、ホルモンの分泌状態が悪くなり、さまざまな生活上の問題が現れます。例えば「日中の活動に元気がない」「昼寝のときに眠れない」「みんなが起きるころに寝始める」「夜は眠れず、みんなが寝るころ元気でいる」といった現象です

早寝のポイント

・就寝は遅くとも午後9時頃(できれば午後8時)までに。
・夕食と入浴を早めに済ませ、遅くまでテレビを見せない。

テレビを見る時間や寝る時刻を決め、寝る前に飲食や過度な運動をさせないことが大切です。睡眠の前に活発に運動したり、光刺激を受けていくと、脳が活性化して眠れなくなります

・家族が寝る体制を作る。

協力して子どもが安心して眠れる環境を作りましょう。寝室にテレビの音や話し声が聞こえないようにしましょう。

・昼寝は午後3時まで切り上げる。

夕方近くまで昼寝をしまうと、午後9時に眠ることが難しくなります。

早起きのポイント

・午前7時頃までには起こしましょう。カーテンを薄めにし、朝日がさし込むようにしましょう。



外の新鮮な空気や陽光を部屋の中に入れ、自然に目が覚めるようにしましょう。

・楽しく起きることができるようしましょう。

おいしい朝食を作り、食事のにおいをさせ、やさしく声かけしてあげましょう。子どもの好きな目覚まし時計を使うのも良いでしょう。

・夜遅く眠ることがあっても、朝は常に一定の時刻に起こすようにしましょう。

早寝早起きで睡眠のリズムを整え、きちんと朝食を食べ、体を動かせば(徒歩通園、朝の体操やちょっとしたお手伝い)、それが子どもたちの心身のウォーミングアップにつながり、その後、いろいろな活動に積極的に取り組むことができるようになります。乳幼児期の運動や遊びは、元気なところからだを育むためにとても大切です。生活リズムを整えて、お子さんの成長の手助けをしてあげましょう。

育児相談・4か月児相談・2歳6か月児相談・おっぱい相談

月日	受付時間	主な対象町	会場	相談内容	お知らせ
1月9日(金)	10:00~11:30	吉田町	中央保健センター	●育児相談 ●4か月児相談 ●2歳6か月児相談	※4か月児相談、2歳6か月児相談の対象児には個人通知します。 【対象】4か月児相談は平成26年9月生まれ。 2歳6か月児相談は平成24年7月生まれ。 ※内容：身体計測・食生活・歯・育児全般における相談 ※現在使用している歯ブラシをご持参ください。 ※午後の相談会では、「おっぱい相談」も行います。希望の方は、事前に保健医療課へお申込みください。(TEL42-5633)
	13:00~14:30	吉田町 美土里町 高宮町			
1月23日(金)	10:00~11:30	甲田町			
	13:00~14:30	向原町 八千代町			

対象町で来られない場合、他の対象町でも受けられます。事前に保健医療課(TEL42-5633)までご連絡ください。

【乳幼児健康教室】

すくすく教室 ~すくすく離乳食~

★お口の発達にあった離乳食をすすめよう!★

赤ちゃんのお口の機能や発達に合わせた食べ方など分かりやすく説明します。離乳食を作って試食をします。

日	時	場所	申込期間	対象	持参物
1月16日(金)	10:00~11:30	中央保健センター 3階	1月9日 ~ 1月15日	★生後5か月児~ 1歳6か月児と その家族	お茶・タオル

※きょうだいでのご参加の方は、託児もあります。
※参加希望の方は、保健医療課(TEL42-5633)へお申し込みください。

(受付時間：8:30~17:00、土日祝は除く)

Email: sukusuku@city.akitakata.lg.jp

メールで送られる場合は、件名に「すくすく離乳食教室申し込み」と入力して、本文にお子さんの名前、月齢、町名、アレルギーの有無、きょうだい参加の有無(有の方は、名前、年齢)を入力してください。

ハッピープレマサロン

~妊娠中からの子育てを応援します~

日時	場所	内容	担当
1月27日(火) (13:30~15:30)	中央保健センター 3階	第1回 「マタニティーライフを楽しもう!!」 ★妊娠中から始めるエクササイズで骨盤ケア) ★ママの変化とベビーの成長) ★健やかな妊婦生活) ★知っておきたい安芸高田市の制度や母子保健事業)	助産師 保健師

【対象者】妊婦さん(状態が安定している方)と家族

【持参する物】母子健康手帳・お茶等

【参加と託児】参加には予約が必要です。託児希望がある場合は、予約時にご相談ください。

※骨盤ケアのエクササイズを毎回行いますので、動きやすい服装でおいでください。

※3回シリーズですが、いつからでも参加できます。次回は2月17日(火)(妊娠期・授乳期のママの栄養とデンタルケア)を予定しています。

※予約先：保健医療課 TEL42-5633



安芸高田少年自然の家「輝ら里」で行われた親子で石窯ピザづくりでの一コマ(11月29日(土)撮影)

子育て支援

園庭開放・体験入園日程

子どもたちは友だちと遊んだり、お母さんと遊んだりと楽しい時間が過ごせます。そのかわり、お母さんたちは育児の悩みなど情報交換もできます。

●持参するもの お茶・タオル・着替え

日	時	保育所(園)名	内容
1月6日(火)	10:00~11:30	吉田保育所	園庭開放
1月6日(火)	9:30~11:00	かわね保育園	園庭開放
1月7日(水)	9:30~11:00	ふなさ保育園	園庭開放
1月8日(木)	9:30~11:00	ひまわり保育所	園庭開放
1月9日(金)	10:00~11:30	吉田幼稚園	園庭開放
1月13日(火)	10:00~11:30	吉田保育所	園庭開放
1月13日(火)	9:30~11:00	くらはら保育園	園庭開放
1月14日(水)	9:45~11:00	甲立保育所	園庭開放
1月14日(水)	10:30~11:45	ひの川幼稚園	園庭開放(なかよし広場)
1月15日(木)	9:30~11:00	みどりの森保育所	園庭開放
1月15日(木)	10:00~11:30	向原こぼと園	園庭開放
1月15日(木)	10:00~11:30	小田東保育所	園庭開放
1月20日(火)	10:00~11:30	吉田保育所	園庭開放
1月20日(火)	10:00~11:30	小原保育所	園庭開放
1月23日(金)	10:00~11:30	吉田幼稚園	おたのしみ会
1月27日(火)	10:00~11:30	吉田保育所	園庭開放(鬼面づくり)
1月28日(水)	9:30~11:30	入江保育園	園庭開放
1月29日(木)	10:00~11:30	みつや保育所	園庭開放

◆下記の保育園は、随時園庭開放を行っております。行事の都合がありますので、各保育園にお問い合わせください。

刈田保育園 TEL52-2099
八千代南保育園 TEL52-3048
可愛保育園 TEL43-1776

げんきな親子

子育て中のみなさんを応援するコーナー。
子育てに関係する情報をいろいろ掲載します。



子育て支援センター

【プレイルーム】

クリスタルアージュ1階にあるプレイルームは、子育て中の親子が集い交流しあえる場所です。3歳までのお子様向けのオモチャを置いてありますので保護者の方と一緒に気軽にご利用下さい。おしゃべりをして、ホッと一息しませんか。

■場所 クリスタルアージュ1階 エレベーター正面

■利用時間 月曜日~金曜日 8:30~17:15

【子育て交流会】

とき	ところ	内容
1月15日(木) 10:15~10:30 受付 10:30~11:00 活動	クリスタルアージュ 1階 プレイルーム (吉田町)	親子交流会 *対象年齢 1歳児
1月22日(木) 10:15~10:30 受付 10:30~11:15 活動	吉田運動公園 エアロビクス室 (吉田町)	親子体操 *対象年齢 2~4歳児
1月29日(木) 10:15~10:30 受付 10:30~11:00 活動	クリスタルアージュ 1階 プレイルーム (吉田町)	親子交流会 *対象年齢 0歳児

■持ち物 水分補給の飲み物、汗拭きタオル、着替え等

■人数や季節等により時間が前後する場合がありますのでご了承ください。

■託児はありませんが、対象年齢ではないごきょうだいを連れてこられても大丈夫です。

■ご利用は無料です。ご予約は必要ありません。

問子育て支援センター TEL47-1283

【子育て相談】

子育て支援センターでは、家庭児童相談員・母子自立支援員・保健師・子育て支援員が子育てに関する悩みなど相談に応じています。お子様と一緒に気軽においでください。

〈電話での相談も受け付けています。〉

■受付時間 月曜~金曜日 8:30~17:15

問子育て支援センター TEL47-1283

健康診査

月日・受付時間	対象	会場
1月8日(木) 13:00~13:15	3歳児健康診査 ・H23年7月生まれ	安芸高田市民文化センター クリスタルアージュ4階
1月15日(木) 13:00~13:15	1歳6か月児健康診査 ・H25年6月生まれ	安芸高田市民文化センター クリスタルアージュ4階
1月22日(木) 13:00~13:15	乳児健康診査 ・H26年3月生まれ	安芸高田中央保健センター

※健診内容は、診察、身体計測、食生活・歯・こぼなど育児全般における個別相談。

※対象児には個人通知します。

※体調不良やその他の理由で欠席される場合は、事前に保健医療課(TEL42-5633)までご連絡ください。



いいい



カラダ

70歳未満の方の自己負担限度額が変わります

保健医療課 ☎42-5619

平成27年1月から、制度改正により、国民健康保険の自己負担限度額が変わります。変更になるのは70歳未満の方で、変更内容は下表①のとおりです。

なお、70歳未満の方で12月5日までに限度額適用認定証が交付されている方には、1月から使用していただく新しい限度額適用認定証を12月中旬に郵便で送付しておりますので、ご確認ください。

●自己負担限度額とは
医療機関等の窓口で支払う1ヶ月の上限額のことです。ただし、上限額は、個人ごと、医療機関ごと、入院、外来、歯科ごとで計算するなどの条件があります。上限額以上の支払いをされている方には、高額療養費の申請をされると差額が支給されます。(対象になる方には、受診月の2ヵ月後に申請書を送付しています)

●限度額適用(標準負担額減額)認定証とは
医療機関等を受診される際、窓口で認定証を提示することで支払いが限度額(※下表参照)までになり、また、市民税非課税の世帯の方は入院時の食事代が減額されます。なお、認定証の適用区分は国保世帯の市民税の課税状況や所得額によって決定されます。

毎年8月に適用区分の見直しを行うため有効期限は原則7月31日としております。

	安芸高田市	県平均	県内順位
一般	26,361	25,723	10
退職本人	24,966	28,813	13
退職扶養	41,415	23,079	2
全被保険者	26,485	25,817	10

(※県内順位・県内23市町で1人当たり費用額が高い順)

表① 国民健康保険の70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

平成26年12月末まで				平成27年1月から			
所得区分(認定証の表示)	*世帯の所得要件	限度額	上段:3回目まで 下段:4回目以降	所得区分(認定証の表示)	*世帯の所得要件	限度額	上段:3回目まで 下段:4回目以降
上位所得者(A)	600万円を超える	150,000円 (医療費が500,000円を超えれば超過額の1%を加算)	<83,400円>	ア	901万円を超える	252,600円 (医療費が842,000円を超えれば超過額の1%を加算)	<140,100円>
一般(B)	600万円以下	80,100円 (医療費が267,000円を超えれば超過額の1%を加算)	<44,400円>	イ	600万円を超え901万円以下	167,400円 (医療費が558,000円を超えれば超過額の1%を加算)	<93,000円>
非課税世帯(C)	市民税が課税されていない	35,400円	<24,600円>	ウ	210万円を超え600万円以下	80,100円 (医療費が267,000円を超えれば超過額の1%を加算)	<44,400円>
				エ	210万円以下(市民税非課税世帯を除く)	57,600円	<44,400円>
				オ	市民税が課税されていない	35,400円	<24,600円>

* 世帯の所得要件 …… 国民健康保険税の計算対象になる「基礎控除後の総所得金額等」になります。

【健康あきたかた21】

「みんながいきいき笑顔で助け合えるまち」
健康あきたかた21推進中!

「運動のスローガン」は
運動習慣を身につけよう!
こまめに体を動かそう!

冬の運動不足を解消しよう!

冬は日が短く、寒さで動くことが億劫になりがちですが、ちょっとした心掛けで、寒い冬も運動を継続することができます。

- ストレッチ
寒さで収縮した筋肉や関節をほぐすにはストレッチが効果的です。反動をつけず、気持ちよいと感じるところまでゆっくり体を伸ばすようにしましょう。ストレッチはケガの防止に役立つだけでなく、血行をよくして疲労回復や、からだをリラックスさせる効果もあります。
- 歩く(足踏み)
背筋を伸ばし、脚を高く上げ、腕を大きく振ってその場で足踏みをするだけで歩くことと同じ効果があり、血行もよくなります。
- ラジオ体操
ひとつひとつの動作を大きく、しっかりと動かしてみよう。

●運動施設を利用する
運動施設では、天候や季節に左右されずに本格的な運動ができます。プールやトレーニングルームなどを利用してみましょう。

★冬場のウォーキングの注意事項

- 時間の余裕を持って、ウォーキングアップを十分に行う
- 帽子、手袋、マフラーなどで体を温かくする
- 体が温まるごとに1枚ずつ脱げるように重ね着をする
- 心臓病や高血圧の方は事前に主治医に相談する

★11月14日(金)「こまめに歩こう会」を行いました。70名の方が参加されました。次回は3月13日(金)美土里支所10時集合で3kmを歩きます。

「参加者のひとこと」

先日、こまめに歩こう会に初めて参加させていただきました。寒さ厳しい中、紅葉満開の土師ダム周辺3kmコースを参加者のみなさんと会話を楽しみながら歩きました。メタボ予備軍の私にとって、ちょうどよい運動量で心地よい疲労感とともに楽しい時間を過ごさせていただきました。健康のためにウォーキングはよいことだとわかっていても、継続となるとなかなかですが、こういう機会を利用して、みなさん健康のために一緒に歩きましょう!!



八千代町 山本 優さん

【インフォメーション】

健康あれこれ
【お問い合わせ】保健医療課 ☎42-5633

平成26年度広島県はつらつ家族表彰 並びに
平成26年度広島県歯と口の健康週間関連表彰

広島県はつらつ家族表彰
優秀 室坂 遥季さん、藤くん 親子
はつらつ家族表彰とは……
3歳児健康診査において歯(むし歯)などのなかつたお子さんとその保護者のうち口腔中の状況が優秀な方のなかから選ばれました。



広島県歯と口の健康週間関連表彰

- ◎ 園画、ポスター
幼稚園及び小学生の部(1~3年) 入選
安芸高田市立可愛小学校1年 仲川 留加さん



中学生及び高校生の部(1~3年) 特選

- 安芸高田市立向原中学校3年 石井出 真奈さん
- ※広島県から(1社) 日本学校歯科医会へ推薦され「佳作」に選ばれました。



◎ 標語
中学生の部
特選 安芸高田市立高宮中学校2年 谷本 凛々花さん
大人の歯 2本目はない 『たからもの』

吉田幼稚園・ひの川幼稚園 入園児募集

吉田幼稚園・ひの川幼稚園では、平成27年度に入園する園児を募集します。

平成27年度から幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした『子ども・子育て支援新制度』が始まります。

《募集人数》
4歳児…35名 (定員35名)
5歳児…20名程度 (定員35名)

吉田幼稚園

《入園対象》
安芸高田市に住所を有しており、平成27年4月1日現在で満4歳及び5歳の幼児

《入園期間》

平成27年4月から平成28年3月まで

《休園日》

毎週土曜日、日曜日、国民の祝日、学年始休業日(4月1日～4月5日)、夏季休業日(7月21日～8月31日)、冬季休業日(12月24日～1月6日)、学年末休業日(3月26日～3月31日)



《保育時間》

9時から14時まで ※預かり保育制度あり(8時30分から17時)

《昼食・服装》

完全給食、制服、制帽

《入園手続き》

入園願を平成27年1月6日(火)から1月30日(金)までの間に、吉田幼稚園に提出してください(申請用紙は吉田幼稚園又は安芸高田市教育委員会に用意しています)

《保育料》

新制度への移行に伴い、保育料は現在検討中です。

《お問い合わせ》

・吉田幼稚園 ☎4212788
・安芸高田市教育委員会
教育総務課 ☎4210049

ひの川幼稚園

《募集人数》
3歳児…20名 (定員30名)
4歳児…20名 (定員35名)
5歳児…20名程度 (定員35名)
※3歳のお誕生日から入園可能(若干名)

《休園日》

第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日、学年始休業日(4月1日～4月7日)、夏季休業日(7月21日～8月31日)、冬季休業日(12月24日～1月6日)、学年末休業日(3月22日～3月31日)

※ただし、夏季保育20日間開園、冬季3日、学年末・始10日間開園の予定で開園

《保育時間》

月曜日～金曜日
9時30分から14時30分
第1・3・5土曜日
9時30分から11時30分

平成27年度 保育所(園) 児童クラブ

申込を引き続き受け付けています。
※申請状況によっては入所(園)・入会待ちとなることもあります。

■受付期間

・保育所(園)・児童クラブ
平成26年12月12日(金)～
平成27年1月13日(火)

■お問い合わせ

・子育て支援課 ☎47-1283
・各支所窓口係
八千代支所 ☎52-2111
美土里支所 ☎54-0311
高宮支所 ☎57-0311
甲田支所 ☎45-4111
向原支所 ☎46-3111

※預かり保育…

(月)金 8時～18時
(土曜日) 8時から9時30分

《昼食》

月・金曜日…完全給食
水曜日…パン給食
火・木曜日…お弁当持参

《服装》

制服、制帽

《通園方法》

幼稚園バス(または各自送迎)

《入園手続き》

現在入園願書受付中です。入園願書はひの川幼稚園にあります。(郵送も可能ですのでお問い合わせください。)

《保育料》

新制度の適用を受けないので、従来どおりです。

《補助金》

就園奨励費が市と国から支給されます。(所得制限あり)

《お問い合わせ》

ひの川幼稚園 ☎5212203



■窒息事故を未然に防ごう!

食べ物による窒息事故のおよそ8割が小さな子供と高齢者によるものです。特に、年末年始にはお餅を食べる機会も多くなることから、窒息による死亡事故が毎年発生しています。



■窒息を予防するために

飲み込む力が弱くなってしまった高齢者に対しては、ゆっくりと焦らずに噛んで食べてもらう、食物を小さくカットして器に盛る、などの工夫が大切です。小さな子供の場合、手の届く範囲であれば何でも口の中に入れて

安芸高田消防署		11月の出動件数	
火災	0件 (18件)	救助	2件 (22件)
救急	123件 (1,380件)	その他	2件 (36件)

※下段の()は平成26年の累計

しまう習性があるため、子供から決して目を離さないことが一番の予防策となります。

《それでも事故が起ったら》

迷わず119番通報をすることにも、速やかに次の応急手当をおこなってください。

○意識や反応がある時は

食事中に自分の首を両手でつかむような仕草があり、目を見開いていたらそれは窒息したサインである可能性が非常に高いことを表しています。意識があれば「咳」をさせ、喉に詰まっ

たものが出るまで咳を続けさせてください。

「咳」はとても有効な異物除去の方法です。

しかし、



もっと詳しく応急手当の方法や実技を学びたい方のために、消防署では「毎月第3日曜日」に救命講習を開催しています。申込者が少人数であっても(1名でも可)講習会は実施しますので、ご希望の方、または応急手当に興味のある方はお気軽に「警防課救急係」までお問い合わせください。

○意識がなくなってしまうたら

喉に詰まったものを取り除くことが難しくなった場合にはすぐに人工呼吸と胸骨圧迫を開始して下さい。



自分で咳ができない場合や意識がもうろうとしている場合には、バイスタンダー(その場に居合わせた人)の応急処置がとても重要になります。簡単な方法であれば、背中肩甲骨と肩甲骨の間を手の平で叩く「背部叩打法(はいぶこうだほう)」と言われる応急処置があります。ポイントは、叩く時には手の付け根付近を使い、上(頭側)に付き上げるようにして「強く」「連続して」叩く事です。

■毎年1月26日は「文化財防火デー」です。

文化財防火デーは昭和24年1月26日に、法隆寺金堂が炎上し、壁画焼損したことに基づいています。このような被害から文化財を守るとともに、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るため、昭和30年から、1月26日を「文化財防火デー」と定めて、文化財防火運動を全国で展開しています。



平成26年訓練の様子 (高宮町羽佐竹 万福寺)

冬季は1年のうちで最も火気の取扱いが多く、火災の発生しやすい時期となります。貴重な文化財を確実に次代に受け継いでいくためにも、日頃から火の元に十分注意し、文化財愛護と防火意識の高揚に努めましょう。

ホットな話題

AKITAKATA
My Town Topics

このコーナーは市内のいろいろな出来事を紹介するコーナーです。皆さんの身近な出来事をお知らせください。

◆連絡先
安芸高田市 政策企画課
TEL 42-5612
〒731-0592
安芸高田市吉田町吉田791番地
E-mail info@akitakata.jp



地域で輝き続ける プラチナ大学(コミュニティビジネス起業講座)

広島県では、現役世代を含め概ね55歳以上の方々を、いつまでもプラチナのように輝き続けていただきたいという願いを込めて「プラチナ世代」と呼んでいます。プラチナ大学は、地域で活躍する人材を育成することを目的とし、広島県と広島県社会福祉協議会の主催、市の共催で開催しました。
「コミュニティビジネスって何」、「事業計画を作成してみる」などのテーマで、9月から11月までの2か月間にわたって全6回開講。受講生の皆さんは、真剣な面持ちで講義を聞かれていました。



おいしいピザが焼き上がりました 親子で石窯ピザづくりに挑戦

11月29日(土)、安芸高田市少年自然の家「輝ら里」で、46名の親子が本格的な石窯ピザづくりに挑戦しました。
輝ら里に備え付けのかまどは、朝から炭火が入られ、ピザを焼きあげる準備万端。まずはレクリエーションで体を温めてから、ピザ生地づくり。親子で協力して作るトマトソースのピザとフルーツののったデザートピザ。同じ材料が揃えられていた机には、それぞれの家族の個性が感じられる、大きさも盛り付けも異なる30枚が焼き上がりました。かまどから取り出したこんがりピザとほくほくの焼き芋の味を、皆さん笑顔で楽しめました。



土師ダムが持つ役割を考える 土師ダム完成40周年記念事業

土師ダムは、江の川の洪水調節、広島都市圏への水供給など、安芸高田市のみならず、広島都市圏を中心に重要な役割を持つダムです。土師ダムが完成して40周年を迎えたことを記念し、11月30日(日)、シンポジウムや、八千代湖巡視体験、ジビエ料理・地産品販売、神楽上演などが行われました。
シンポジウム内で行われたパネルディスカッションでは、土師ダム水源地域に住むさまざまな立場の人をパネラーに迎え、土師ダムの現在の状況や、今後の展望などについて活発な意見交換が行われました。



第8回あきたかた市民文化祭【舞台芸能の祭典】 けんみん文化祭ひろしま'14

11月30日(日)、第8回あきたかた市民文化祭【舞台芸能の祭典】がクリスタルアージュで開催されました。
今年は38団体、364名の市民の皆さんが参加され、民謡民舞、合唱、吟詠剣詩舞など、様々な分野の芸能を華やかに発表。揃えられた動作や、しなやかな所作、見事な歌声の披露など、日頃の練習の成果をしっかりと発揮されているようでした。当日は多くのお客さんが会場に詰め掛け、演目が終わるたび、惜しめない拍手を出演者に送っていました。



魂を揺さぶる熱きメッセージ！ 「情熱のフラメンコ！」

フラメンコは、元来は長年にわたり迫害を受けてきたジプシー達の心の叫び、人生が映し出されたもので、それが長い年月をかけて現在のスタイルになりました。
12月5日(金)、アリシア&ネストルフラメンコ舞踊団によるフラメンコ公演がクリスタルアージュで行われました。
バイレ(踊り)・カンテ(歌)・トケ(ギター)・バルマ(手拍子)・ハレオ(掛け声)で構成されるフラメンコは、ときに軽快なリズムを刻み、ときに悲しく歌い上げ、観ている人たちの心を熱く揺さぶります。最後の演目では観客みんなの手拍子で会場が一つになり、大盛況のうちに情熱のフラメンコ公演が幕を閉じました。



地域のために奉仕作業 シルバー人材センターがボランティアで環境整備

シルバー人材センターは、定年で会社を退職された方などで、まだまだ働けるといふ元気な方に軽作業などの仕事を提供されています。
会員の方は地元に貢献したいという思いを強く持っておられ、こうした温かい思いから、市内各地の学校などの奉仕活動に毎年取り組んでおられます。
11月15日(土)は八千代地区の会員が集まり八千代中学校校舎の周辺の草刈りや清掃をされました。きれいな校舎で、生徒も気持ち良く勉強することができることでしょう。



毎年人気！市外からの参加者も多数 第37回土師ダムマラソン大会

11月23日(日)今年も土師ダム湖畔に多くのランナーが集まりました。晩秋のこの時期、朝は深い霧に包まれ、幻想的な風景になります。それが昼も近くなり、霧が晴れてくると、今度は視界が開けて色鮮やかな紅葉を見ることが出来ます。この自然の移り変わりを味わいながら、気分よく走ることができることから毎年、多くのランナーが参加されます。
ハーフマラソンの部は、湖畔を2周する長いコースですが、自分に合ったペースで気持ち良さそうに走られています。

八千代支所 ☎52-2111 高宮支所 ☎57-0311 向原支所 ☎46-3111
美土里支所 ☎54-0311 甲田支所 ☎45-4111 消防本部 ☎42-0931(代)



催し

第8回あきたかた市民文化祭【展示芸術の祭典】

実行委員会事務局(生涯学習課内) ☎42-0054
絵画・書・写真・生け花・工芸など、様々なジャンルにわたる市民の創作作品を一堂に展示します。みなさんの力作にご期待ください。また、アトラクションとし



て、25日はひよつとこ踊り、もちつき、31日はロビーコンサートを開催します。みなさまのご来場をお待ちしています。
【会期】1月25日(日)～1月31日(土) 10:00～18:00
※1月26日(月)も特別開館いたします。
【会場】アトラスターアージュ
【入場料】無料
【主催】あきたかた市民文化祭実行委員会

多文化共生リレー講座

たかみや人権会館 ☎57-1330 吉田人権会館 ☎42-2826
【日・場】1月25日(日) たかみや人権会館 / 2月26日

(木) 吉田人権会館
【時間】13:30～15:00
【テーマ】「農村から都市へ：中国における出稼ぎ労働者の子どもの実態」
【講師】植村広美(県立広島大学准教授)
※吉田人権会館は申し込みが必要です
安芸高田市消防出初式
危機管理課 ☎42-5625
【日・場】1月11日(日) 9:30開

式
安芸高田消防ヘリポート
(荒天時：吉田運動公園アリーナ)
【概要】分列行進、辞令交付、表彰、一斉放水。
市消防の勇姿をご覧ください。たくさんの方の市民のご参観をお待ちしています。

第29回青少年の声を聞く会【向原地域】

向原支所窓口 ☎46-3111
【日・場】1月25日(日) 15:30～
【会場】向原生涯学習センター
【内容】向原こぼと園、向原小学校、向原中学校、向原高等学校の児童・生徒による意見発表・活動発表

募集

〈急募〉芸備線に関する資料を探しています！
安芸高田市歴史民俗博物館 ☎42-0070

平成27(2015)年に芸備線は開業100年を迎えます。そこで博物館では現在、市民の皆様が所蔵されている芸備線に関する資料を探しています。芸備線に関するものなら何でも構いません。また情報だけでも結構ですので、ぜひとも当館へ御一報ください。
【例】古写真、絵葉書、路線図、時刻表、広告、書籍類、駅の関係資料、車両の部品等
【募集期間】平成26年12月～平成27年2月頃まで

近畿中国森林管理局「国林モニター」募集

近畿中国森林管理局 ☎06-6881-3403/3406
【募集内容】活動内容はアンケート調査への回答、国有林野の管理経営についての意見・ご要望等の提出、モニター会議への出席(希望者から若干名を選定)など。任期は平成27年4月～



ルのハ
ンド
ボール
チーム
である
広島メ
イプル
レッズとワクナガレオリックの共同応援を行うとともに、広島広域都市圏のPRを行います。

【主催】広島広域都市圏協議会
※広島市を中心として、広島県と山口県にまたがる11市6町で構成し、圏域の一体的発展を目指して、様々な連携と交流を図る取組を推進しています。
【日時・場所】
●広島メイプルレッズ
【日・場】2月11日(水・祝) 14:00
試合開始 北國銀行戦
【会場】広島市中区スポーツセンター
【日時・場所】
●ワクナガレオリック
【日・場】2月28日(土) 13:00
試合開始 豊田合成戦
【会場】広島市東区スポーツセンター
※現地集合です。

平成28年3月(1年間)。募集人員は80名程度。
【応募規定】住所(郵便番号)、氏名(ふりがな)、年齢(平成27年4月1日現在)、性別、職業、電話番号、メールアドレス、
【応募資格】
石川、福井、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口の各府県に居住し、森林・林業及び国有林に関心のある満16歳以上の方/国、地方議会議員、国の職員及び平成24年度から平成26年度の3年間連続して国有林モニターとなられた方は除く。

【応募方法】郵便(官製はがき、封書)、FAX、ホームページ、Eメールのいずれかにおいて、必要事項を記入の上ご応募ください。
【募集人数】各試合50人(申込多数の場合は抽選)
【参加費】無料
【応援方法】自由席で広島広域都市圏としてまとまって応援します。
【申込み・お問い合わせ先】はがき又はFAXにて、参加者全員(1グループ4人まで)の住所、氏名、年齢(学生の場合は学年)、電話番号、FAX番号又はEメールアドレスを記入し、1月30日(金)(※消印有効)までに、下記事務局へ。ホームページ「りーぶら」からも申込みできます。参加の可否については、FAX又はEメールにてお知らせします。
〒730-8586 (住所不要)
広島市企画調整課内 広島広域都市圏協議会
☎082-504-2017
F082-504-2029
ホームページ
http://www.ri-bura.com/

【謝礼】当局取扱細則に基づく記念品(木製品)。
【募集期間】12月1日(月)～平成27年1月23日(金)(必着)
【発表】平成27年3月中に通

【主催】林野庁 近畿中国森林管理局
「江の川」河川内樹木の伐採希望者募集
伐採樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。
三次河川国道事務所 ☎0824-63-4121

江の川には多くの樹木が繁茂し、河川の流下阻害や巡視の際の妨げ、不法投棄の誘発要因にもなっています。国土交通省では伐採費用の縮減と木材資源の有効活用を目的に伐採及び持ち帰りを希望される方を募集します。

【時期】1月26日(月)～2月20日(金)
地区 可愛橋上流)
【面積】20m×20m程度/人
【資格】広島県内に住所を有する民間企業・団体・個人
【条件】河川法第25条の規定

に基づく採取許可により試験
※募集要領に示す参加資格を有する方
【応募方法】所定の応募書類を郵送、FAX、メール、持参
【応募受付】12月1日(月)～平成27年1月9日(金)

【応募先・お問い合わせ】国土交通省三次河川国道事務所河川管理課
〒728-0011
三次市十日市西6-2-1
☎0824-63-3132
自衛官募集
平和を仕事にする
自衛隊可部募集案内所 ☎082-815-3980

【高等工科大学生徒(一般)】資格 中卒(見込含) 17歳未満
試験 1月24日(1次)、2月5日(2次)
※2次は1次合格者のみ。いづれか1日を指定します。
●受付 11月1日～平成27年1月9日
【自衛官候補生】資格 18歳以上27歳未満(応募資格の詳細はお問い合わせ下さい)

試験 本年度第3回目の試験を2月に実施予定
【詳細】お問い合わせ下さい
●受付 年間を通じて行っております(詳細はお問い合わせ下さい)
※本庁・各支所に募集案内や要項を設置していますので、ご覧下さい。
自衛隊広島地方協力本部 URL
http://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/
携帯アドレス
http://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/keitai.htm



【概要】広島広域都市圏の住民の交流を促すため、圏内住民から参加者を募り、広島に拠点を置く全国トップレベル

【募集】
広島広域都市圏協議会
広島共同応援参加者の募集(無料)
☎082-504-2017

【概要】広島広域都市圏の住民の交流を促すため、圏内住民から参加者を募り、広島に拠点を置く全国トップレベル

【募集内容】活動内容はアンケート調査への回答、国有林野の管理経営についての意見・ご要望等の提出、モニター会議への出席(希望者から若干名を選定)など。任期は平成27年4月～

【募集人数】各試合50人(申込多数の場合は抽選)
【参加費】無料
【応援方法】自由席で広島広域都市圏としてまとまって応援します。
【申込み・お問い合わせ先】はがき又はFAXにて、参加者全員(1グループ4人まで)の住所、氏名、年齢(学生の場合は学年)、電話番号、FAX番号又はEメールアドレスを記入し、1月30日(金)(※消印有効)までに、下記事務局へ。ホームページ「りーぶら」からも申込みできます。参加の可否については、FAX又はEメールにてお知らせします。
〒730-8586 (住所不要)
広島市企画調整課内 広島広域都市圏協議会
☎082-504-2017
F082-504-2029
ホームページ
http://www.ri-bura.com/

募集

市営住宅の入居を募集します

住宅政策課 ☎471202

【公営住宅】

- ・所得制限(上限)あり
- 北生住宅(美土里町生田) 広さ・3DK 戸数・1戸
- 高宮若者用マンション(高宮町虹のマンション)
- 佐々部) 広さ・住宅ワンルーム 戸数・1戸

【特定公共賃貸住宅】

- ・所得制限(下限・上限)あり
- 朝日が丘住宅(向原町戸島) 広さ・4DK 戸数・1戸
- 尾原住宅(向原町坂) 広さ・4DK 戸数・2戸

※制限項目や立地条件などには、事前にお問い合わせください。
 ※申し込みを希望される方は、申込書等を住宅政策課で用意しておりますので、お問い合わせください。
【申し込み期間】
 1月5日(月)から1月19日(月)17:00まで(必着)

場合には、安全確保のため西日本高速道路(NEXCO(ネクスコ)西日本)で伐採させていただくことがありますのでご了承ください。
 高速道路の安全確保に皆様のご協力をお願い致します。



ご存知ですか?最大30万円が受け取れる「すまい給付金」

すまい給付金事務局 (ナビダイヤル) ☎0570-064186

4月の消費税引き上げに伴い、住宅取得の負担を緩和するため、取得者に最大30万円の現金を給付する支援措置「すまい給付金」が、国土交通省により実施されています。申請には要件がありますので、ナビダイヤル(0570-064186)までお気軽にお問い合わせください。※通話料がかかります。

●どうやって申請するの?
【申請方法】 すまい給付金事務局に申請します。

お知らせ

元消防団車両(公用車)を売却します

危機管理課 ☎425625

市は、ヤフー株式会社から提供されるインターネット公売システムを利用して、市が所有する元消防団車両(公用車)を一般競争入札により売却します。
 詳しくは、市ホームページ (<http://www.akitakata.jp/>) 及びヤフー官公庁オークションホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>) をご覧ください。
 (1月15日より掲載)

- 【出品物】** 元消防団車両 9台
 (車名、年式、走行距離)
 ①日産ダットサン、昭和六十三年式、約9,050キロ
 ②日産ダットサン、平成二年式、約6,020キロ
 ③日産ダットサン、平成六年式、約7,406キロ
 ④トヨタハイラックス、昭和五十九年式、約9,250キロ

【申請期間】 引き渡しから1年以内が期限です。
【給付金受取】 申請後、約1.5ヶ月で現金が振り込まれます。
 ●どんなケースが対象になるの?
【共有者】 持分を共有していれば、配偶者の方でも受け取ることができます。
【現金購入もOK】 ローンを組まれた方はもちろん、現金で購入された方も対象になります。
【中古も対象】 中古住宅(個人間売買除く)も対象です。
【ローン減税】 住宅ローン減税と併用できます(すまい給付金とは別の手続きが必要です)。
 ●どのくらいの金額が受け取れるの?
【給付額】 収入に応じて最大30万円受け取れます(消費税8%時)。
【持分割合】 持分を共有している場合は持分割合を乗じた金額に。
〈給付額の計算〉
 給付基礎額×持分割合=給付額
 ★例 Aさん夫婦(夫の年

- 0キロ
 - ⑤トヨタハイラックス、昭和六十年式、約14,628キロ
 - ⑥トヨタハイラックス、昭和六十年式、約10,370キロ
 - ⑦トヨタハイラックス、昭和六十一年式、約7,394キロ
 - ⑧トヨタハイラックス、昭和六十一年式、約8,213キロ
 - ⑨トヨタハイラックス、昭和六十二年式、約8,948キロ
- ※出品物に変更する場合があります。安芸高田市ホームページもしくは、ヤフー官公庁オークションのホームページで最新の情報をご確認ください。
【参加申込み期間】 1月15日～2月4日
【入札期間】 2月19日～26日
宝くじの助成金で備品を整備
 政策企画課 ☎425612
 平成26年度のコミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成事業)を活用して、備品を整備されました。

収入450万円、妻は収入なし)
 夫:給付基礎額20万円×持分割合3/4
 =給付額15万円
 妻:給付基礎額30万円×持分割合1/4=7万5千円
 ◎夫婦合わせて22万5千円の給付金がもらえます。
移動献血のお知らせ(400ML献血)
 保険医療課 ☎425633

収入額の目安	給付基礎額
425万円以下	30万円
425万円超 475万円以下	20万円
475万円超 510万円以下	10万円

断酒会
 代表者 中田克宣 ☎090-4802-1865
 目 1月5日(月) 19:00～21:00、1月23日(金) 19:00～21:00、1月11日(日) 13:30～15:30
 吉田人権会館ハーブプラザよしだ
 目 1月9日(金) 18:30～20:30
 場所 美土里向原

このコミュニティ助成事業は一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な施設や備品を整備するために助成しているものです。
 「上佐一心会」
 整備内容(音響装置、プロジェクター、スクリーン、照明機器、書架、ガスレンジ)



林業退職金共済制度(林退共)からのお知らせ
 林業退職金共済事業広島県支部 ☎082-2228-5111
 林業の仕事をしていて、林業の仕事をしたいが、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。以前、林業の仕事をしていましたが、ご自身が林退共へ加入していただくか? 林退共制度に加入していただくか? とはありませんか?
 林業の仕事をしていて、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。以前、林業の仕事をしていましたが、ご自身が林退共へ加入していただくか? 林退共制度に加入していただくか? とはありませんか?
 林業の仕事をしていて、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。以前、林業の仕事をしていましたが、ご自身が林退共へ加入していただくか? 林退共制度に加入していただくか? とはありませんか?

吉田町	井上	衛(男)	美土里町	向原町
入谷 永 琉 (男)	八千代町	佐々木 悠志 (男)	元木 眞 (女)	木 眞 (女)
隅井 井上	富金 原 輔 (男)	甲田町	マーフィ ノヤ 楓 (女)	西 彩 花 (女)
青井	藤盛 原 湊 奈 (女)	石川 琉 愛 (女)		

吉田町	八千代町	(佐々部)	三橋タカ子 95歳	向原町
(吉田) 坂本 学 76歳	(下根) 大上フサ子 89歳	(来女木) 児玉 武 83歳	(戸島) 平田 静子 93歳	(戸島) 平田 静子 93歳
(吉田) 向高 保 73歳	(下根) 三木 絹枝 95歳	(来女木) 石井 秋登 88歳	(戸島) 菅原 シロリ 87歳	(戸島) 菅原 シロリ 87歳
(吉田) 高島 秋道 78歳	(佐々部) 北村 榮太郎 85歳	(羽佐竹) 高橋 マスコ 93歳	(坂) 平加 藤 弘 92歳	(坂) 平加 藤 弘 92歳
(桂) 太田 道子 78歳	(上根) 大原 ユキ子 91歳	甲田町	(坂) 黒川 秀敏 88歳	(坂) 黒川 秀敏 88歳
(桂) 河野 テルコ 103歳	(向山) 片山 道子 72歳	(高田原) 原 田 菊枝 94歳	(長田) 西川 丸山 79歳	(長田) 西川 丸山 79歳
(中馬) 土居 岡藤 子 96歳	美土里町	(高田原) 丸尾 繁 84歳	(長田) 丸山 敏 75歳	(長田) 丸山 敏 75歳
(上江) 土居 岡藤 子 96歳	(本郷) 川上ハヤミ 97歳	(高田原) 丸尾 繁 84歳	(有留) 丸山 敏 75歳	(有留) 丸山 敏 75歳
(相合) 出金 善弘 82歳	(横田) 増田 愛子 92歳	(高田原) 丸尾 繁 84歳		
(川本) 折田 三三 90歳	(北) 日野田 オリエ 103歳	(高田原) 丸尾 繁 84歳		
(多治比) 折田 三三 90歳	高宮町	(高田原) 丸尾 繁 84歳		
(小山) 折田 三三 90歳	(川根) 阪本ヨカル 95歳	(高田原) 丸尾 繁 84歳		
	(川根) 柴野 誠 56歳	(高田原) 丸尾 繁 84歳		
	(佐々部) 馬場アヤコ 91歳	(高田原) 丸尾 繁 84歳		



「障害者控除対象者認定書」を発行しています

社会福祉課 ☎42-5615

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方で、精神または身体の障害のために日常生活で常に介護を要する方に、所得税や市民税で障害者控除(特別障害者控除)を受けるための認定書を発行しています。該当すると思われる方は、手続きをお願いします。
 ※詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。



20歳になったら国民年金

三次年金事務所 ☎0824-62-3107

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みなどで支えようという考えで作られた仕組みです。
 具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとつ

たときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができるといわれています。
 ☆将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国民年金は、国が責任をもつて運営するため、安定しています。また、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

☆老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとつたときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。
 「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。



年金・労働無料相談会のお知らせ

広島県社会保険労務士会 三次支部 道沖りえ社会保険労務士事務所 ☎523555

年金、労働のお悩みに社会保険労務士がお答えします。
 1月21日(水) 15:30~18:30

年末年始の休日当番 (歯科医)

○診療時間 9:00~17:00
 12月30日(火)
 有木歯科医院 (向原町) ☎46-2101
 12月31日(水)
 イズミ歯科医院 (吉田町) ☎42-4618
 1月1日(木)
 上野歯科医院 (吉田町) ☎42-0252
 1月2日(金)
 桂歯科医院 (吉田町) ☎42-2030
 1月3日(土)
 黒岩歯科医院 (向原町) ☎46-2123

1月の休日・夜間の救急医療

■高田地区休日夜間救急診療所 (JA吉田総合病院) (吉田町)
 平日 17:00~翌朝8:30
 日・祝日・1/1~1/4 8:30~翌朝8:30
 【内科・外科】☎42-0636
 ※都合により変更になる場合があります。出かける前に医療機関へお問合せください。

市の人口

総人口・・・30,043人 (30,491人)
 男・・・14,490人 (14,695人)
 女・・・15,553人 (15,796人)
 世帯・・・13,160戸 (13,167戸)
 ■平成26年12月1日現在
 ※()の数字は、前年同月数値

1月の納税

市・県民税4期 国民健康保険税7期
 納期限:2月2日
 夜間納付窓口
 開設日 1月22日 (17:15~19:00)
 開設場所 安芸高田市役所税務課

- 健康相談 保健医療課 ☎42-5633 ※平日8:30~17:15
- 消費生活相談 ☎42-1143 ※水・金曜日以外は危機管理相談員 消費生活相談員
- 安全相談 危機管理課 ☎42-5625
- 高齢者相談 高齢者支援センター ☎47-1281
- 児童・母子家庭相談 子育て支援課 ☎47-1283
- 甲田人権会館 ☎45-4922
- 甲田人権会館 ☎42-2826

- 理課で対応
- 障害者相談 安芸高田市障害者基幹相談支援センター ☎47-1080
- 清風会つぼみ ☎47-2092
- 相談支援事業所もやい ☎45-2320
- 広島県小児救急医療電話相談 子どもの急な病気について、休日や夜間にアドバイスを受けられます。 ☎24時間受付 毎日19:00~翌8:00 局番なしの#8000(携帯電話からも利用可)
- 犬・猫の引き取り 環境生活課 ☎42-1126

- 【寄附者】 森田 亮壮 様 (平成26年12月1日現在)
- ハローワーク安芸高田の求人・求職状況(10月分) 月間有効求職者数 522人 月間有効求人数 796人 月間有効求人倍率 1.52倍
- お仕事のご相談・求人募集はハローワークをご利用ください!
- ☎42-0605 ☎42-0224

市役所からの配布物の発送が月1回になります

平成27年1月から、通知公報(市役所からの広報紙などの配布物)の発送が月1回になります。現在は毎月第2・4木曜日の発送ですが、平成27年1月からは毎月第4木曜日のみになります。

イベントや行政情報の一部についてお太助フォンの「お知らせ」・「告知放送」メニューで配信します。是非、お太助フォンをご活用ください。

総務課秘書行政係 ☎42-5611



1 場 クリスタルアージュ 30

行政相談日(1月)

国の機関へ苦情や意見などがあつたら 総務課 ☎42-5611

【八千代会場】

19日(月) 13:00~15:00 場 八千代人権福祉センター

【高宮会場】

17日(土) 10:00~15:00 場 たかみや人権会館

【吉田会場】

15日(日)は暮らしの心配ごと相談会と併設です。

暮らしの心配ごと相談会

【吉田人権会館】※予約不要

1月15日(木) 10:00~15:00

吉田人権会館

【たかみや人権会館】※予約は、相談日の5日前まで 1月13日(火)、1月27日(火) いずれも、18:00~20:00

巡回無料弁護士相談会

【吉田人権会館】※予約は12月25日(木)から 1月8日(木) 13:00~16:00

吉田人権会館

☎42-2826